

# 公 告

(仮称)鳥取西町コーポラティブハウスモデル事業について、コーディネーター及び事業計画を公募型提案方式にて実施するので、次のとおり公告する。

平成22年11月29日

鳥取市長 竹 内 功

## 1 募集の内容

市有地を活用した、定期借地権によるコーポラティブハウスをモデルとして建設する事業(以下「モデル事業」という。)を実施する、コーディネーター及び事業計画提案を募集する。

## 2 事業に係る計画概要等

事業の名称

(仮称)鳥取西町コーポラティブハウス

事業地の所在

鳥取市西町二丁目410番地の一部

事業方式

ア コーポラティブ方式

イ 定期借地権付き住宅

建物概要

ア 構造及び戸数 自由

イ 建築物の高さ 10m以下

ウ 用途 居住専用住宅

コーディネーターの役割(募集するコーディネーター)

募集するコーディネーターは、「事業コーディネーター」及び「設計コーディネーター」とする。

入居者募集

9により締結した事業者が、今回提案した事業計画に基づき入居者を募集する。

## 3 参加資格

本件募集に参加できる者は、次に掲げる事項をいずれも満たす者とする。

参加者の構成等

本件募集に参加できる者の構成は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく建築士事務所の登録(以下「事務所登録」という。)及び宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づく宅地建物取引業の免許(以下「免許」という。)を有する事業者1者又は事務所登録若しくは免許のいずれかを有する事業者(そのいずれも有する事業者を含む。)により構成されるグループ(以下「グループ」という。)とする。

なお、グループで参加する場合は、次に掲げる事項をいずれも満たさなければならない。

ア グループの名称を設定し、グループの構成員の中から代表となる事業者（以下「代表事業者」という。）を定めていること。

イ グループにおける事業の役割を別途協定書で定めておくとともに、コーディネーターとしての業務の遂行及びこれに伴いグループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

ウ グループの構成員は、単独で本件募集に参加してはならない。

エ グループの構成員は、本件募集に参加する他のグループの構成員になることはできない。

オ グループの構成員の変更は、原則として、してはならない。

#### コーディネーターの配置等

ア 事業コーディネーター及び設計コーディネーターは、それぞれ複数の者で行うことができる。この場合においては、コーディネーターごとに代表となる担当者（以下「代表担当者」という。）を定めなければならない。

イ 事業コーディネーター及び設計コーディネーターは、同一の者が兼ねることができる。

ウ 事業コーディネーター及び設計コーディネーター（これらのコーディネーターについて複数の者で行う場合は、代表担当者）を雇用する事業者は本市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。

#### コーディネーターの資格等

ア 設計コーディネーターは、事務所登録を有する者と雇用関係にあり、かつ、建築士の資格を有する者とする。

イ 事業コーディネーター又は設計コーディネーターのいずれか（これらのコーディネーターについて複数の者で行う場合は、その行う者のいずれかの者）は、免許を有する者と雇用関係にあり、かつ、宅地建物取引主任者資格登録簿に登録された者とする。

ウ 提案した事業計画の実施について、関係法令に基づき必要となる資格を有し、かつ、要件を満たす技術者等であること。

#### その他

ア 本件募集に参加しようとする者（グループの場合は、その構成員）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は当該暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## 4 募集要項の交付

本件募集に係る募集要項（以下「募集要項」という。）は、鳥取市公式ウェブサイト（<http://www.city.tottori.lg.jp>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

#### 交付期間及び時間

平成22年11月29日（月）から平成23年1月7日（金）までの日（鳥取市の休日を含める）を定める条例第1条第1項（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する鳥取市の休日を

除く。)の午前9時から午後5時まで  
交付場所 7の担当部局

## 5 募集説明会

本件募集についての説明会を次のとおり開催するので、参加を希望する者は次により申込むこと。

開催日時

平成22年12月6日(月)午後1時30分から

開催場所

鳥取市尚徳町116番地

鳥取市役所本庁舎4階第4会議室

申込み場所

7の担当部局

申込み期限

平成22年12月3日(金)午後5時(必着)

申込み方法

E-mail 又は FAX によること。

## 6 参加表明書及び事業計画提案書の提出方法等

本件募集に参加を希望する者は、次により参加表明書及び事業計画提案書を提出すること。

提出期限

平成23年1月7日(金)午後5時(必着)

提出場所及び提出方法

7の担当部局に持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便に限る。)すること。

## 7 担当部局

〒680-8571

鳥取市尚徳町116番地

鳥取市都市整備部都市企画課市街地整備室(鳥取市役所本庁舎2階)

電話:(0857)20-3276

FAX:(0857)20-3048

E-mail: shigaichiseibi@city.tottori.lg.jp

## 8 参加表明書及び事業計画提案書の審査等

募集要項に示す選定方法に基づき、鳥取市街なか居住推進モデルプロジェクト建設委員会(以下「委員会」という。)が、書類選考及び本審査(ヒアリング審査)を行い、最優秀提案者及び次点優秀提案者の選定並びに全員の順位付けを行う。

## 9 事業協定書の締結

最優秀提案者として選定された者と事業協定書の締結交渉を行う。

## 10 その他

事業計画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する費用及び入居者募集に要する費

用は、提案者の負担とする。

提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。

提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。また、採択後の事業計画提案書に記載された配置予定担当者の変更は、原則として、認めない。

事業計画提案書の提出後に応募を取り下げの場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。

選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、事業協定書により定めるものとする。ただし、締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

選定されなかった提案者の事業計画提案書に係る著作権は、当該提案者に帰属するものとする。

市は、提案者に対して、事業計画提案書に係る著作権の使用に係る一切の代価を支払わないものとする。

提出された書類は、本件事業の選定以外の目的には、提案者に無断で使用しないものとするが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。

提出された書類は、特に独自のノウハウに係る部分や個人情報に係る部分を除いて、提案者の了解を得ることなく、公表する場合がある。

その他詳細は、募集要項による。